3　第一項第二号に掲げる事項には、課徴金に係る法第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎を記載しなければならない。この場合においては、審判手続開始決定記録を引用することができる。

4　法第三十四条の五十三第六項及び前条の決定に係る電磁的記録には、次の各号のいずれかに該当する旨及びその理由を記録しなければならない。

［一・二　略］

（課徴金納付命令の決定等に係る電磁的記録のファイルへの記録）

**第六十八条の二**　法第三十四条の五十三第七項の規定による同項に規定する決定に係る電磁的記録のファイルへの記録は、当該決定後、速やかに行うものとする。

**第六節**　雑則

（送達の報告）

**第六十九条**　法第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百条第二項の規定により次項に定める電子情報処理組織を使用して行うファイルへの記録は、送達をした者の使用に係る特定電子計算機から同条第一項の規定による書面に記載すべき事項を入力する方法により行うものとする。

2　法第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第百条第二項に規定する内閣府令で定める電子情報処理組織は、内閣府の使用に係る電子計算機と送達をした者の使用に係る特定電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（書類の送達）

**第七十条**　書類の送達を受けるべき場所の届出及び法第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第百四条第一項後段の送達受取人の届出は、書面でしなければならない。

2　前項の届出は、できる限り、答弁書に記載してしなければならない。

3　書類の送達を受けるべき場所を届け出る書面には、届出場所が就業場所であることその他の被審人又はその代理人と届出場所との関係を明らかにする事項を記載しなければならない。

4　被審人又はその代理人は、書類の送達を受けるべき場所として届け出た場所又は法第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第百四条第一項後段の送達受取人として届け出た者を変更する届出をすることができる。

5　第一項及び第三項の規定は、前項に規定する変更の届出について準用する。

6　法第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第百六条第二項の規定による補充送達がされたときは、審判手続の事務を行う職員は、その旨を送達を受けた者に通知しなければならない。

7　法第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第百七条第一項又は第二項の規定による書留郵便に付する送達をしたときは、審判手続の事務を行う職員は、その旨及び当該書類について書留郵便に付して発送した時に送達があったものとみなされることを送達を受けた者に通知しなければならない。

（電磁的記録の送達）

**第七十一条**　法第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第百九条の二第一項本文の通知は、第四項の規定により届け出られた電子メールアドレス（電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいい、その全部又は一部においてシンプルメールトランスファープロトコルが用いられる通信方式を用いるものに限る。以下この項において同じ。）の利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。第四項において同じ。）に宛てて電子メールを送信する方法によってする。

2　法第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第百九条の二第一項に規定する内閣府令で定める電子情報処理組織は、内閣府の使用に係る電子計算機と同項の規定による送達を受けるべき者の使用に係る特定電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

3　第一項第二号に掲げる事項には、課徴金に係る法第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎を記載しなければならない。この場合においては、審判手続開始決定書を引用することができる。

4　法第三十四条の五十三第六項及び前条の決定には、次の各号のいずれかに該当する旨及びその理由を記載しなければならない。

［一・二　同上］

［条を加える。］

**第六節**　雑則

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］